

豊後大野市 市民提案型  
協働のまちづくり活動推進事業

( 令和 7 年度 事業募集要項 )

令和 7 年 4 月

豊後大野市まちづくり推進課

## 1 事業の目的

平成 24 年 3 月に施行された市政の運営における最高規範となる「豊後大野市まちづくり基本条例」では、未来へ向けて活力ある豊後大野市を創っていくため、市民が自治の主体であることを自覚し、市民、議会、行政の役割や責務などを定め、市民が主体となった地方自治の実現と協働のまちづくりを推進していくことが規定されています。

まちづくり基本条例に基づき、市民のまちづくりに対する参画意識を高め、住みよい協働のまちづくり活動を推進することを目的として、平成 30 年度から豊後大野市「市民提案型協働のまちづくり活動推進事業」を実施しています。

「市民提案型協働のまちづくり活動推進事業」では、市民に身近な市民活動団体等の先駆性や柔軟性を生かしたアイデアやノウハウによって、団体が自らの企画提案による事業を実施することで、より効果的な地域の課題解決や活性化、市民サービスの向上を目指します。

## 2 募集する事業アイデア（補助対象事業）

募集する事業アイデア（補助対象事業）は、団体が自ら企画提案する事業で、次の要件すべてを満たすものです。

- ①地域や社会の課題解決につながるもの
- ②具体的な効果や成果が期待でき、市民サービスの向上につながるもの
- ③団体が主体となって実施するもの

ただし、次に該当するような場合は対象となりません。

- ①特定の個人または団体のみが利益を受ける事業
  - ②国、県または市の他の補助事業により実施する事業
  - ③公の秩序または善良な風俗を害するおそれのある事業
-

また、重点的に、学生のアイデアを実現する団体を募集します。次のアイデアについて、実現をするための提案を行った団体には、審査委員会にて加点を行います。

**【三重総合高等学校の生徒からの提案アイデア】**

- ①新たな特産品開発：カボスを使ったジビエ料理の商品開発
- ②外国人との共生施策：多言語に対応したガイドブックや多言語翻訳アプリのマニュアル作成・配布
- ③市の知名度向上のためのイベント開催：市の自然や施設を活用した「かくれんぼ大会」の実施

本補助金の申請においては、提案内容が申請団体の主体的な取組に基づくものであることを前提とします。市が管理する施設や資源の利用を伴う提案を行う場合であっても、申請団体の主体的な取組によって必要な手続きや許可取得を実施できる内容であることが求められます。

提案内容の実現に際しては、申請団体自らが主体的に計画を立案し、実行可能性を確保するよう努めてください。本趣旨をご理解いただいた上での応募をお願いします。

### 3 補助の対象となる経費及び補助金額

応募していただいた事業アイデアが令和7年度の事業として採択された場合は、事業の実施に直接必要とする経費に対して、豊後大野市市民提案型協働のまちづくり活動推進事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付いたします。

#### (1) 補助対象経費

補助の対象となる経費は、次の表のとおりです。ただし、団体の事務所等を維持するための経費などの経常的な経費は対象外となります。

| 費 目               | 内 容   |
|-------------------|---|
| 報 償 費             | 外部講師、外部指導者等に対する謝礼金等   |
| 旅 費               | 講師等に対する旅費   |
| 需 用 費             | チラシや会議資料等の印刷製本費等や、事業を進める上で必要な消耗品費や食材費、原材料費、燃料費等、講師やボランティア等へのお茶代等の食糧費              |
| 役 務 費             | 郵便料、手数料、保険料等  |
| 委 託 料             | 専門的知識、技術等を要する業務の外部委託費   |
| 使 用 料<br>及び 賃 借 料 | 事業を進める上で必要な施設等の賃料、備品のリース料、バスや会場等の借り上げ料等   |
| 工 事 請 負 費         | 事業を進める上で必要な施設等の整備に要する工事費、修繕費  |
| 備 品 購 入 費         | 事業を進める上で必要な備品の購入に要する経費（ただし、事業における継続使用を前提とし、リースが不可能なもの又はリースが可能であるが購入した方が安価なものに限る。） |
| そ の 他             | 市長が特に必要かつ適当であると認める経費  |

(2) 補助金額

事業アイデアに応じたコースや補助金額は、次の表のとおりです。

| 事業区分  |     | 補助金額                     | 採択枠             |
|-------|-----|--------------------------|-----------------|
| 一般コース | 特別枠 | 上限 90 万円<br>補助率 9/10 以内  | 1 枠程度           |
|       | 通常枠 | 上限 45 万円<br>補助率 9/10 以内  | 4 枠程度           |
| 学生コース |     | 上限 30 万円<br>補助率 10/10 以内 | 予算 (30 万円) の範囲内 |

※採択枠については、審査等の結果、採択数が増減する場合があります。

4 応募できる団体 (補助対象団体)

【一般コース】

応募できる団体 (補助対象団体) は、次の要件すべてを満たすものとします。

- ①活動拠点または事務所が市内にあり、構成員が 5 人以上で、過半数が市内に在住していること
- ②公益的な活動を行っている、または行おうとしていること
- ③継続的な活動が期待できること
- ④宗教活動または政治活動を目的とした団体でないこと
- ⑤暴力団及び暴力団の統制下にある団体又はその構成員の統制の下にある団体、その他反社会的活動を行うおそれのある団体でないこと

【学生コース】

- ①3 人以上の学生 (高校生以上) のみで構成されること
- ②団体が、市外に在住する者であって市内に通学していない者のみで構成されている場合は、市内の自治会等と協働して事業に取り組むこと
- ③【一般コース】の②～⑤を満たすこと

## 5 補助対象事業の実施期間

今年度の補助対象事業を実施できる期間は、事業アイデアが採択され、補助金の交付決定後（令和7年7月中旬の予定）から、令和8年2月末までとなります。

## 6 補助対象事業の募集期間

事業アイデアを募集する期間は、令和7年4月1日（火）から令和7年5月16日（金）17時（必着）までとします。

## 7 応募手続き

上記の募集期間中に、次の書類をそろえ、下記書類提出先まで提出してください。

- ①提案書（様式第1号）
- ②収支予算書（様式第2号）
- ③その他（団体や事業アイデアの説明に必要な書類）
  - ・ 団体規約
  - ・ 構成員名簿
  - ・ 見積書（金額が10万円を超えるものは2ヶ所以上から取ること）

### 書類提出先

〒879-7198 大分県豊後大野市三重町市場1200番地  
豊後大野市役所まちづくり推進課  
メール：d102010@city.bungoono.lg.jp

※提出書類全てをデータで提出可能な場合は、メールで提出（ファイル便等可）も可能です。

※メールで提出の場合は、メール送付後、必ず到達確認の電話をお願いします。

豊後大野市役所まちづくり推進課

電話：0974-22-1004

---

### ※設置・占有・改修および法令遵守に関する注意事項

申請団体が、提案内容において以下の行為を伴う場合は、当該施設または場所の管理者から事前に許可を得る必要があります。また、施設管理規則や関連する法令を遵守することを必須とします。

- ・施設内外における物品や設備の設置
- ・長期間にわたる施設や場所の占有
- ・施設の改修または原状変更を伴う行為

これらの行為について、管理者からの許可を確認できない場合は申請を受け付けることができない場合があります。

### ※実現可能性の担保について

提案内容の実現に際しては、申請団体が主体的に必要な手続きや許可取得を行い、計画の実現可能性を十分に担保してください。許可が得られていない、施設管理規則や法令が遵守されていない、または実現可能性が著しく低い内容については、申請を受け付けることができない場合があります。

## 8 補正期間

提出された提案書類に不備があった場合、事務局から補正の指示をしますので、補正後、再度7の書類提出先まで提出してください。事業内容について、市の関係課等からの意見等があった場合は、訂正を依頼する場合があります。

補正書類提出締切日までに、すべての書類が揃っていない場合は、申請を受け付けることができない場合があります。

**補正書類提出締切日 令和7年6月13日（金）17時（必着）**

※補正期間は、募集期間内に応募をした団体のみ、書類を提出することができます。

---

## 9 応募に対する審査

応募していただいた事業アイデアについて、審査委員会において審査及び評価を行い、その報告を参考とし、市長が令和7年度の事業を採択します。

### (1) 審査委員会

市長から委嘱された委員で構成される審査委員会において、提案書類及び公開プレゼンテーションにおける説明に基づき提案内容の審査を行います。

### (2) 公開プレゼンテーション審査

団体から、事業アイデアの企画内容などを審査委員会に対し、公開の場で説明していただきます。

プレゼンテーションには、提出していただいた提案書等のほか、独自に追加資料等を用意していただいても構いません。プレゼンテーションにおいて、パソコン、プロジェクター等を使用する場合は事務局で用意します。

実施時期は、令和7年7月上旬を予定しています。

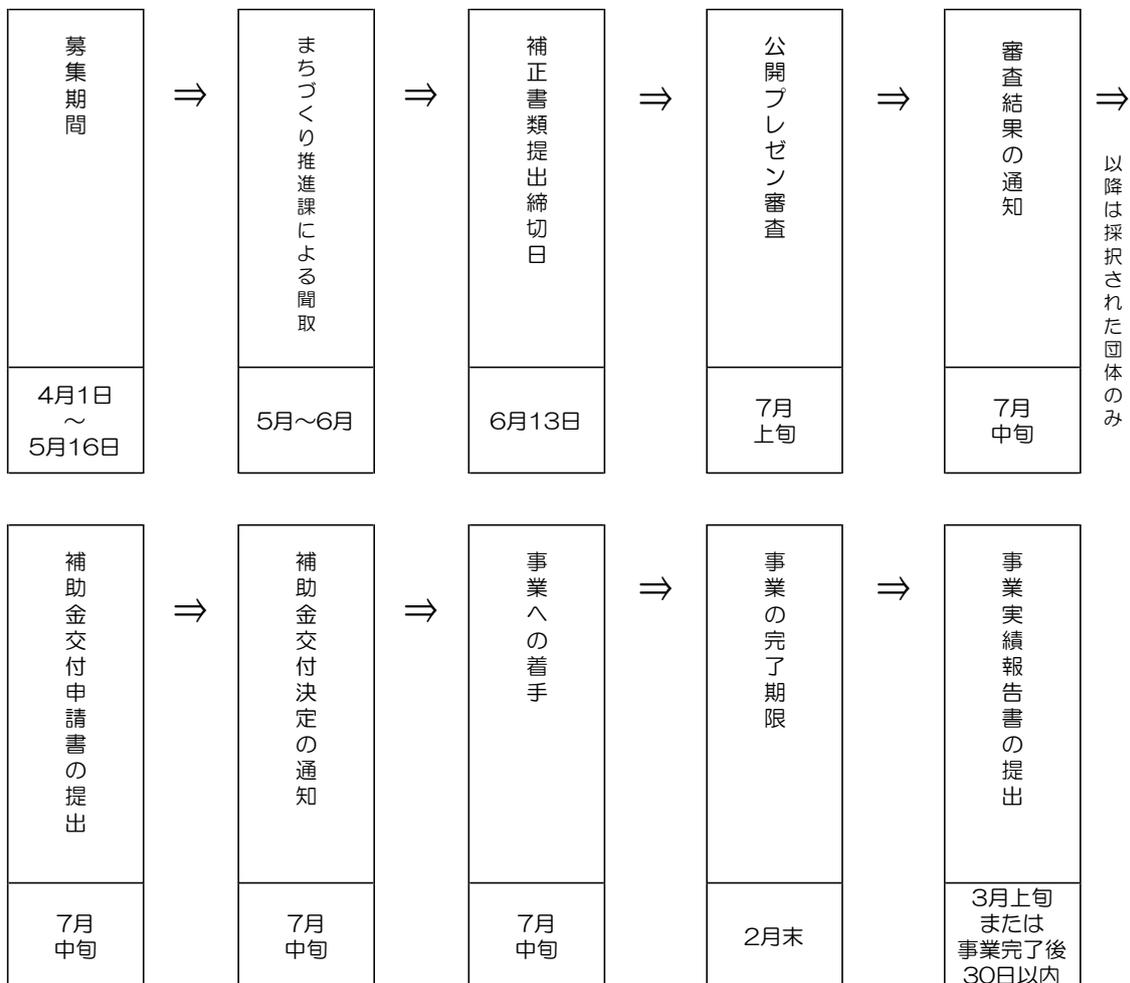
### (3) 審査基準

審査委員会では、市民提案型協働のまちづくり活動推進事業の目的に合致しているか、補助対象団体の要件に合致しているか、補助対象経費は適正であるかなど、次の評価項目に基づき審査します。

| 評価項目 | 評価の視点  |
|------|--|
| 必要性  | 地域の現状などを踏まえ、課題の解決につながる事業アイデアであるか。                        |
| 公益性  | 事業の実施により、具体的な効果や成果が期待でき、市民サービスの向上や多くの市民の利益となる事業アイデアであるか。 |
| 先進性  | 先進的な取組であり、他の団体にも波及効果がある事業アイデアであるか。                       |
| 計画性  | 具体性があり、実現可能で無理のない事業計画となっているか。必要経費は具体的で妥当なものであるか。         |
| 発展性  | 補助事業の終了後においても継続的な取組により、事業アイデアを発展させる可能性が期待できるか。           |

10 応募から事業完了までのスケジュール

市民提案型協働のまちづくり活動推進事業の実施にあたっては、事業アイデアの募集から、事業の完了までのスケジュールを次のとおりとします。



豊後大野市 市民提案型  
協働のまちづくり推進活動事業  
( 令和 7 年度事業募集要項 )

担当窓口 まちづくり推進課

〒879-7198 大分県豊後大野市三重町市場 1200 番地

☎ 0974 - 22 - 1004      FAX 0974 - 22 - 3361

✉ d102010@city.bungoono.lg.jp

---